

英国の金融政策における 10 年計画と日本企業へのインパクト

ヨーロッパニュースレター

2025 年 9 月 2 日号

執筆者:

堀田 想太郎

s.hotta@nishimura.com

木津 嘉之

y.kizu@nishimura.com

1. 日本と英国の金融政策における交流

2025 年に入ってから、日英間の経済連携は政策協議の段階から具体的な行動を取る段階へ移行した。2025 年 1 月 30 日にロンドンで開催された第 3 回日英金融規制フォーラムでは、日本の「資産運用立国」の実現へ向けた取組みを含む両国の金融・資本市場に関する取組みや主な動向について議論が行われた¹。さらに、2025 年 3 月に実施された初の「日英経済版 2+2 閣僚会合」の成果は、志を同じくする国々の協力によって国際経済秩序を強化すること、及びサプライチェーンの強靱化や重要・新興技術に関する協力の強化という共同目標を強調したものとなっている²。

2025 年 5 月には、FTSE Russell と株式会社日本取引所グループが連携を発表し、日本株式市場における ESG 統合を促進し、日本株のさらなる発展と投資拡大を後押しした³。同年 7 月には、両国は日英戦略的経済政策貿易対話を基盤に、英国から日本への投資をクリーンエネルギー、デジタルトランスフォーメーション、バイオテクノロジー、ヘルスケアといった成長分野で促進するための協力覚書（Memorandum of Cooperation）を署名し、正式な枠組みを構築した⁴。これらの動きは、2024 年 12 月に英国が CPTPP（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership/包括的・先進的環太平洋パートナーシップ協定）に加盟した流れを受けるもので、日本との投資・金融サービス・データアクセスの円滑化を促進するものといえる⁵。

また、産業界でも、2025 年 7 月に一般社団法人東京国際金融機構（FinCity.Tokyo）が City of London の支援を得て開催した UK/Japan Transition Finance Forum において、英国の Transition Finance Market Review と日本のトランジション・ファイナンスに関する規制枠組みの比較・議論が行われ、国際投資家に向けた協力の方向性やメッセージが共有されるなど、日英間の交流は継続している。

これらの議論や動きは、日英の二国間協力をいっそう深める方針を示すものといえる。あわせて、2023 年 7 月のマンションハウス改革（Mansion House Reforms）に端を発し、現在進行中のリーズ改革（Leeds Reforms）へと展開する英国の長期成長計画とも整合し、日英経済連携が果たし得る役割を浮き彫りにしている。

¹ 金融庁（2025 年 1 月 30 日）「[UK-Japan Financial Regulatory Forum Joint Statement 2025](#)」

² 外務省（2025 年 3 月 7 日）「[日英経済版 2+2 共同プレスリリース](#)」

³ [FTSE Russell and Japan Exchange Group announce collaboration to align FTSE Blossom Japan Index Series with TOPIX | LSEG](#)

⁴ [UK and Japan sign investment partnership to drive economic growth - GOV.UK](#)

⁵ Department for Business and Trade (2023), [Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership \(CPTPP\) – Agreement Summary](#)

2. 2025 年のリース改革

(1) リース改革の概観

2025 年 7 月 15 日、レイチェル・リーブス財務相は「リース改革（Leeds Reforms）」を発表した。リース改革は、金融サービス部門の成長に向けた政府の計画を具体化したもので、「金融サービスの成長と競争力に関する戦略」を中核に据え、2035 年までに英国を内外の金融サービス企業が投資・成長するための世界最高の拠点へと押し上げるための 10 年計画を示している⁶。財務相は「リスクだけでなく成長のためにも規制する」ことの重要性を強調し⁷、政府・規制当局・金融サービス企業が改革に盛り込まれた施策の実行で足並みを揃えていることを示した⁸。

リース改革に基づく動きはすでに表れており、演説当日、Financial Conduct Authority (FCA) は公開募集及び取引参加（上場）規則を実施する最終ルールを公表した⁹。あわせて、PISCES¹⁰の実装や保険関連証券に関わる規制枠組みの見直し、そして長期資産ファンド（LTAF: Long Term Asset Fund）を個人貯蓄口座（ISA: Individual Saving Account）で保有することの許可を含む広範な分野について継続的な協議が進んでいる。さらに、これまでの改革の流れを踏まえ、初めて住宅を購入する層を対象として優遇ローンの年収要件を引き下げよう住宅ローン支援も講じられており、英国における中長期的な金融成長の促進と安定化に資するものとなっている。

以下では、リース改革で言及される内容のうち、日本企業とその成長に特に影響を及ぼし得る点について紹介する。

(2) 銀行分野

銀行の資本要件（capital framework）については、成長を意識した見直しが進められている。銀行が貸出しや大規模投資を管理できる余力を相応に確保できるようにする観点から、イングランド銀行（Bank of England）は、MREL 要件¹¹の資産規模による閾値を 250～400 億ポンドに引き上げる見込みである¹²。総資産規模がこの閾値帯より小さい又は下限付近にある銀行にとっては、MREL 要件充足のための適格債追加発行や閾値以下に水準を維持する負担の回避・軽減につながる可能性がある。

⁶ [Leeds Reforms to rewire financial system, boost investment and create skilled jobs across UK - GOV.UK](#)

⁷ [Rachel Reeves Mansion House 2025 speech - GOV.UK](#)

⁸ [Leeds Reforms to rewire financial system, boost investment and create skilled jobs across UK - GOV.UK](#)

⁹ [PS25/9: New rules for the public offers and admissions to trading regime | FCA](#)

¹⁰ PISCES（Private Intermittent Securities and Capital Exchange System）とは、未上場企業の株式を常時ではなく、あらかじめ定められた取引ウィンドウで売買することができるという新制度を指す。この制度の目的は、未上場の成長企業に二次流動性と投資機会を提供しつつ、公募市場ほどの継続開示・上場義務を課さない点にある。まずはサンドボックスとして 2025 年に制度が開始し、2030 年 6 月まで運用される予定である。

¹¹ MREL（Minimum Requirement for Own Funds and Eligible Liabilities）要件とは、銀行が破綻時にもベイルイン等で秩序立てて処理・再資本化できるよう、自己資本及び所定の条件を満たす負債を一定額以上保有させるための要件である。資本規制とは別枠で、英国ではイングランド銀行が各行の規模・戦略に応じて水準を定める。

¹² HM Treasury (2025), [Financial Services: Growth and Competitiveness Strategy](#). p. 14.

また、バーゼル3.1¹³のうち大部分（与信及びトレーディングに関する要件）は、原則として2027年1月1日に施行され、共通の枠組みにより英国の競争力を高めるとともに国際的な金融安定にも資する見込みである。他方、Prudential Regulation Authority（PRA）は市場リスクに係る内部モデル要件（IMA: Internal Models Approach）の適用を2028年1月1日へ後ろ倒しすることを提案しており、導入の確実性を高めつつ国際銀行にとっての複雑性を軽減する狙いがある¹⁴。従って、ロンドンの証券・ホールセール中心の在英日系トレーディング拠点については、モデル移行の猶予に関してオペレーション上のリードタイムが生じることになる。

さらに、政府は、10年計画を後押しするため、Economic Secretary 主導の短期レビューを通じてリングフェンス制度¹⁵の改革オプションを検討する方針である。英国財務省（HM Treasury）はイングランド銀行と連携し、リングフェンス対象のリテール銀行が英国企業へ提供できる商品・サービスの拡充や、リングフェンスを越える資源・サービス共有の柔軟化等の選択肢を検討する予定である¹⁶。仮にこれらが実現すれば、資本・流動性運用の機動性向上を通じてホールセール分野の競争が強まる可能性がある。

(3) 資産運用分野

英国のリテール投資は G7 諸国の中でも最も低い水準にあるため、政府はリテール投資の文化を育成し、人々に実体経済への投資を促すことで、英国の資本市場及びその上場企業を支える方針を打ち出している。

預貯金から投資への資金シフトを後押しするため、政府と FCA は金融アドバイス及びガイダンスの政策を見直し、長らく投資を敬遠してきた、あるいは投資から遠ざかってきた消費者に対するターゲット型の支援を可能にする。FCA は、単なる警告にとどまらず、消費者が十分な情報に基づく判断を下せるよう必要な支援と情報を提供することで、金融商品への信頼を高める方針を掲げている¹⁷。

この動きをさらに推進させるため、政府は Overseas Recognition Regimes（ORR）を導入・運用を開始しつつ、英国基準と整合的な海外法域を順次指定することで、市場アクセスの明確化と重複規制の削減を通じた越境金融サービスの拡大を図る見込みである¹⁸。政府は金融サービスを成長の優先分野に据え、通商協定と規制政策の連携により国際的パートナーシップを強化する方針である¹⁹。ORR の運用により、将来日本が対象法域として指定されれば、日本から英国への越境サービス時の重複規制・報告の軽減等が期待できる。

(4) 人材・拠点誘致分野

人材・拠点誘致の観点からは、外国企業にとって英国での金融サービス事業が行いやすくなるような改革

¹³ バーゼル3.1 とは Basel III の最終化パッケージを英国で実装する枠組みをいう。

¹⁴ HM Treasury (2025), [Financial Services: Growth and Competitiveness Strategy](#). p. 14.

¹⁵ リングフェンス制度とは、英国の大手銀行に対し、小口預金・決済・住宅ローン等のコアなリテール業務を投資銀行等の高リスク業務から法的・運用面で分離させ、預金者保護と連鎖障害の抑止を目的とする制度のことをいう。

¹⁶ HM Treasury (2025), [Financial Services: Growth and Competitiveness Strategy](#). p. 15.

¹⁷ Financial Conduct Authority (2025), [Our Strategy 2025-2030](#). p.15.

¹⁸ HM Treasury (2025), [Financial Services: Growth and Competitiveness Strategy](#). p.27.

¹⁹ [Financial Services Growth and Competitiveness Strategy: Overview - GOV.UK](#)

が打ち出されている。SM&CR (Senior Managers & Certification Regime/シニア・マネージャー及び認証制度)²⁰は、政府及び FCA、PRA の提案により簡素化が進められており、規制当局の事前承認が必要な役職の数を減らす柔軟化等が示されている。加えて、政府は法定審査期限を 1～2 ヶ月程度短縮することを提案し、当局も自主目標で 1 ヶ月程度の更なる迅速化にコミットしており、企業側の負担が軽減されることが期待される²¹。

英国投資庁 (Office for Investment) 内には国際金融サービス企業向けのコンシェルジュ・サービスが設置され、ワンストップで支援を提供しつつ、英国各地の専門家集団を活用した誘致が強化される²²。これは、リーズ改革で示された目標の達成に向け、官民連携で熟練人材の育成・供給体制を整備するという政府の姿勢を示すものといえる²³。

3. 日本企業への示唆

英国政府が打ち出したリーズ改革は、英国における日本企業の存在を直接は扱っていないものの、英国の金融サービス部門の競争力に関する政策変更や、英国のネットワークへのアクセスを目指す企業に与えられる環境の変化により、日本企業にも影響を与える内容となっている。

英国は日本を主要パートナーの一つと捉えて関係を強化しており、2025 年だけを見ても、両政府のやり取りは、金融サービス分野における二国間の協力が、英国がグローバル金融センターとなるという目標の達成にとって重要であることを示している。

また、現在進行中の対話では、経済政策と外交政策の重なりが拡大している点に対応しており、今後 10 年にわたり英国政府の「金融サービスの成長と競争力戦略」に基づく提案が法制化・実行されていくにつれて、このテーマは繰り返し浮上する可能性が高いと考えられる。

在英の日系企業あるいは今後英国へ進出予定の日本企業にとっては、リーズ改革で打ち出された金融政策の方針がどのような法制・施策として具体化されていくかを注視しつつ、英国における金融サービス事業の構想を組み立てる必要があるといえる。

以上

²⁰ SM&CR は、金融機関における重要業務の最終責任者を特定し、個人の責任と行動規律を徹底する制度とされる。重要な役職については当局の事前承認を受け、その職責を文書化することが求められる。また、影響の大きい担当者は会社が毎年適格性を認証し、原則として全従業員が共通の行動準則を守ることが必要となる。原則として FCA が単独で監督を担うが、銀行等については PRA と FCA が連携して監督を実施することとなっている。

²¹ HM Treasury (2025), [Financial Services: Growth and Competitiveness Strategy](#). p. 12.

²² [Leeds Reforms to rewire financial system, boost investment and create skilled jobs across UK - GOV.UK](#)

²³ HM Treasury (2025), [Financial Services: Growth and Competitiveness Strategy](#). p. 27.



当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com